

独立行政法人国立美術館特定有期雇用職員の就業に関する規則

平成26年6月20日

国立美術館規則第7号

[一部改正：令和6年3月21日 国立美術館規則第14号]

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館に期間を定めて雇用される常勤の職員（以下「特定有期雇用職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 特定有期雇用職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については労働基準法(昭和22年法律第49号)、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及びその他の法令の定めるところによる。

(特定有期雇用職員の種類等)

第2条 この規則を適用し雇用することができる特定有期雇用職員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 特定研究員

(2) 特定専門職員

(3) その他別に定めるもの

2 前項各号に掲げるものの就業に関する事項については、この規則及び別に定めるところによるほかは、独立行政法人国立美術館職員就業規則（以下「就業規則」という。）の規定を準用する。

3 特定有期雇用職員の雇用に必要な経費は、外部資金等により支弁するものとする。

第2章 特定研究員

(特定研究員の定義等)

第3条 特定研究員とは、研究分野において高度の専門的な知識経験を必要とする特定の業務に一定期間従事する研究員をいう。

(選考)

第4条 特定研究員の採用は、選考によるものとし、選考は原則として公募とする。

2 前項に定めるもののほか、選考に必要な事項は、国立美術館各館の館長が別に定めるものとする。

(就業に関する特例)

第5条 特定研究員には、就業規則第21条及び第26条及び第51条の規定は適用しない。

(契約期間)

第6条 特定研究員の契約期間は、3年を超えない範囲内とする。

2 契約期間は、予算の状況、勤務実績の評価及び従事している業務継続の必要性等により更新することがある。ただし、更新は採用した日から通算して5年を超えないものとする。

3 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は雇入れの日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示さ

れているものを除く。)には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

(特定研究員に支給する給与)

第7条 特定研究員に支給する給与は、基本給、地域手当、通勤手当とする。

2 前項の給与には、独立行政法人国立美術館職員給与規則(以下「給与規則」という。)第20条及び第21条に規定する管理職手当及び主任研究員手当相当額を含むものとする。

(給与の支払)

第8条 前条の給与は、給与規則第3条から第9条の規定を準用して、支給する。

(基本給)

第9条 基本給は、別表第1の特定有期雇用職員基本給表に定める号俸により、決定する。

(手当)

第10条 地域手当及び通勤手当は、給与規則第23条及び第25条を準用し、支給する。

(退職手当)

第11条 特定研究員には、退職手当を支給しない。

第3章 特定専門職員

(特定専門職員の定義等)

第12条 特定専門職員とは、専門的な知識経験又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが必要と認める特定の業務に雇用する者をいう。

(選考)

第13条 特定専門職員の採用は、選考によるものとし、選考は原則として公募とする。

(就業に関する特例)

第14条 特定専門職員には、就業規則第21条、第26条及び第51条の規定は適用しない。

(契約期間)

第15条 特定専門職員の契約期間は、第6条の規定を準用する。

(特定専門職員に支給する給与)

第16条 特定専門職員に支給する給与は、基本給、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当とする。

2 前項の規定に関わらず、管理職相当の特定専門職員にあつては、基本給に給与規則第21条に規定する管理職手当相当額を含むものとし、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当は支給しない。

(給与の支払)

第17条 前条の給与は、給与規則第3条から第9条の規定を準用して、支給する。

(基本給)

第18条 特定専門職員の基本給は、別表第1の特定有期雇用職員基本給表に定める号俸により、決定する。

(手当)

第19条 地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日出勤手当及び夜勤手当は、給与規則第23条、第25条、第27条、第28条及び第29条を準用し、支給する。

(退職手当)

第20条 特定専門職員には、退職手当を支給しない。

第4章 高齢者雇用の特例

(高齢者雇用の特例)

第21条 特に必要と認めた場合には、第2条第2項で準用する就業規則第18条に規定する定年の年齢を超えて雇用することができる。

第5章 期間の定めのない雇用への転換

(期間の定めのない雇用への転換)

第22条 この規則により雇用される期間その他本法人における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、現に締結している契約の期間の満了する日の30日前までに期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法（平成19年法律第128号）その他の法令の定めるところにより、当該契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、第6条及び第15条の規定は適用しない。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日)

第23条 前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、満65歳とし、退職の日は、定年に達した日以後の最初の3月31日とする。ただし、第20条の規定による高齢者雇用の特例により雇用される者が、期間の定めのない雇用となった場合の退職の日は、期間の定めのない雇用となった日以後の最初の3月31日とする。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日 国立美術館規則第14号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(期間の定めのない雇用となった者の定年の経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの期間における特定有期雇用職員の定年は、第23条の規定にかかわらず、次の表の第1欄に掲げる期間に応じて、第2欄に掲げる年齢に読み替える。

1. 期間	2. 年齢
令和5年4月1日～令和7年3月31日	満61歳
令和7年4月1日～令和9年3月31日	満62歳
令和9年4月1日～令和11年3月31日	満63歳
令和11年4月1日～令和13年3月31日	満64歳

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の再雇用の経過措置)

- 3 この規則の施行日の前日において、この規則による改正前の国立美術館特定有期雇用職員の就業に関する規則（平成26年6月20日国立美術館規則第7号）第24条の規定により再雇用されていた者及びこの規則の施行前に同条の規定により再雇用を申し出た者については、改正前の規定により再雇用することができる。
- 4 第22条の規定により期間の定めのない雇用となった者が、この改正の附則第2項の規定による定年退職の日の30日前までに所定の様式により再雇用を申し出たときは、当該退職した日の翌日から満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、1年を超えない範囲の期間（3月31日までの期間に限る。）を定めて採用し、更新することができる。

別表第1（第9条、第18条関係）

特定有期雇用職員基本給表

号 俸	月 額
	円
1	200,000
2	225,000
3	250,000
4	275,000
5	300,000
6	325,000
7	350,000
8	375,000
9	400,000
10	425,000
11	450,000
12	475,000
13	500,000
14	525,000
15	550,000
16	575,000
17	600,000
18	625,000
19	650,000
20	675,000
21	700,000
22	725,000
23	750,000
24	775,000
25	800,000
26	825,000
27	850,000

28	875,000
29	900,000
30	925,000